

「健康保険 被扶養者の扶養状況調査(検認)」実施について

日頃は、当組合の運営にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。
令和7年度の被扶養者の扶養状況調査(検認)を実施しますので、下記、実施要領をご確認のうえ、調査書類への回答を必ずお願いいたします。

また本調査は、「株式会社オークス」へ委託をしております。
確認等は、委託先より直接連絡させていただきますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

被扶養者の扶養状況調査(検認)実施要領

- 調査対象者 令和7年4月1日時点 18～74歳の被扶養者
【但し、以下の被扶養者は対象外です】
 - ・ 令和7年4月1日以降に扶養認定された方
 - ・ 健保が調査不要と判断した方

- 提出書類 ① 「健康保険扶養状況調査票」[別紙]
② 該当の必要書類一式

- 提出期限 **令和7年9月26日(金) 必着**

※提出期限を1日でも遅延した場合は下記「注意事項」の通り、
該当被扶養者の健康保険証・マイナ保険証・資格確認書を無効化します

- 提出先 〒151-0053
東京都渋谷区代々木2丁目4番9号野村不動産新宿南口ビル7階
パナソニック健康保険組合「健康保険扶養状況調査係」
※同封の返信用封筒にてご郵送ください(切手不要)

● 注意事項

健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省の指導に基づき行うもので、保険料の公正な運用を目的として、毎年実施することが義務づけられています。

※扶養状況調査(検認)に必要な書類をご提出いただけない場合、
該当被扶養者の健康保険の資格が無効となり、「保険証」「マイナ保険証」「資格確認書」
を使用できなくなります。

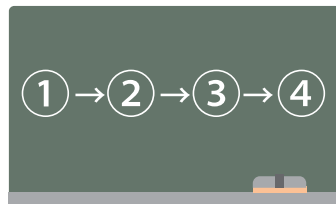


問合せ先

パナソニック健康保険組合「健康保険扶養状況調査専用コールセンター」

フリーダイヤル 0120-390-224 平日のみ9:00～17:00

※お預かりした個人情報は、「健康保険業務」にのみ使用し、この目的以外には使用いたしません。



① 被扶養者の認定基準の確認 ----- P.2「認定基準」

被扶養者は、親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況等）について、一定の要件を常に満たし続けている必要があります。

P.2「認定基準」の内容をご確認いただき、認定基準を外れる被扶養者がいる場合は、扶養削除のお手続きを行ってください。

② 「健康保険扶養状況調査票」の記入と確認 ----- P.3「記入例」

「健康保険扶養状況調査票」の被保険者・被扶養者（対象者）欄の印字内容を確認のうえ、必要事項をご記入ください。（印字内容に誤りがある場合はご訂正ください。）

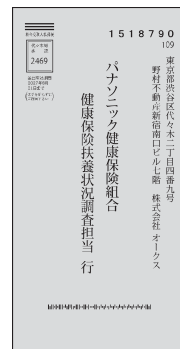
③ 調査対象者全員の必須・必要書類の用意・提出 ----- P.4「必要書類」

調査対象者の必須・必要書類をご確認のうえ、該当するすべての書類をご用意ください。

ご用意いただいた書類と「健康保険扶養状況調査票」を同封の返信用封筒にて(株)オークスへご提出ください。

※提出いただいた書類内容を確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がございます。

(注)ご提出いただいた書類は返却できません。
予めコピーのうえご提出ください。



提出期限は令和7年9月26日(金)必着です

※提出期限に1日でも遅れて到着した場合、法令に基づき、

健康保険証・マイナ保険証・資格確認書の無効化を行います。

※提出が遅れる場合は、提出期限内に「問合せ先」へご連絡ください。

④ 認定基準を満たしていない方・追加書類が必要な方へご連絡します

調査の結果、扶養認定基準を満たしていない方、追加でご提出いただきたい書類がある方へ(株)オークスより別途ご連絡いたします。

※扶養認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

「被扶養者」として認められる親族の範囲

被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計維持**されていることが必要です。

さらに**同一世帯※**が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」を指します。

同居：被保険者と被扶養者が同一の住民票に表記されている場合

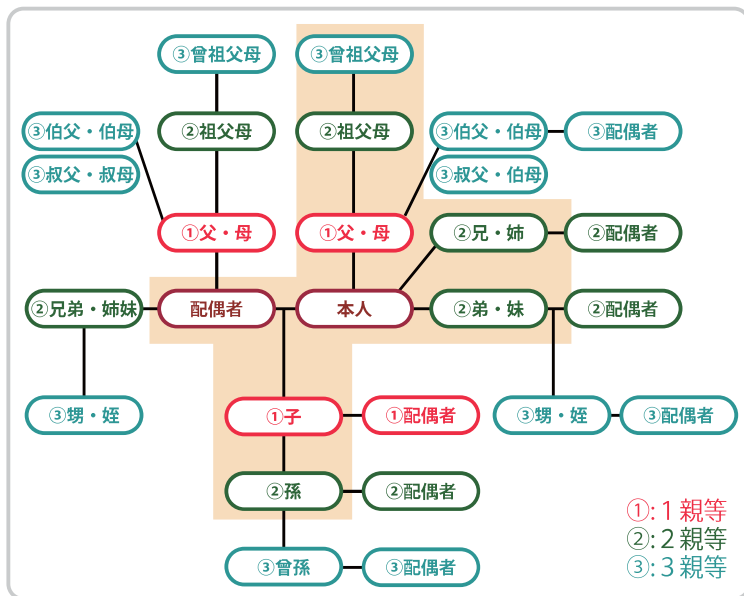
別居：被保険者と被扶養者が同一の住民票に表記されていない場合

(世帯分離は別居となります)

別居または世帯分離をしている場合

被保険者は、別居の被扶養者に生活費の送金が必要です

※単身赴任・就学による別居(23歳以下で職歴のない学生)のほか、障がい者施設等への入所は同居扱いとなります。



①: 1親等
②: 2親等
③: 3親等

- ……被保険者により生計を維持されていることが条件(同・別居可)
- 以外…被保険者により生計を維持されていること及び同一世帯であることが条件

被扶養者の収入基準額

表内の**すべての条件を満たすこと**が必要です。

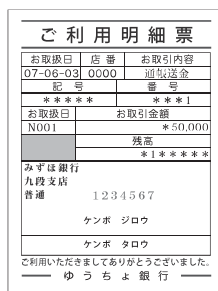
	60歳未満	60歳以上または 障害年金受給者
月額	108,334円 未満	150,000円 未満
年収	130万円 未満	180万円 未満
その他	被保険者の収入の 1/2 未満であること	

雇用保険の給付等を受けている方は
日額基準内である必要があります
(60歳未満：3,612円未満 60歳以上：5,000円未満)

別居の場合の収入基準額

左記の基準のほか、**被保険者からの仕送り額未満の収入**である必要があります。

送金の事実が客観的に確認できるものがが必要です。被保険者の金融機関の「通帳の金額印字面」のコピーや、振込時の「ご利用明細」、「振込明細書」のコピー等、**誰から誰へ・送金日・送金金額**が明記されている必要があります。



被保険者<健保 太郎>の通帳
R7年4月・5月・6月分の生活費

年月日	記号	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差引残高(円)	備考
1	07-04-05	100	50,000	49,900	
2	07-04-18	100	10,000		
3	07-04-25	800			
4	07-05-01	100	80,000	79,900	
5	07-05-25	800			
6	07-06-08	100	80,000	79,900	
7	07-06-25	800			

国内居住要件

日本国内に住所を有さない方は、原則健康保険の被扶養者とは認められません。

※日本に居住していない被扶養者のうち海外において留学する学生や被保険者の海外赴任に同行する家族等、日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすことになります。

これらの基準を満たしていない場合、扶養継続はできませんので、
速やかに扶養から外す手続きを行ってください

※扶養から外すお手続きについてはP.5「扶養削除手続き」をご確認ください



記入していただく部分は「青字」の部分です

日中連絡の取れる電話番号を記入
(書類に不備等があった場合
ご連絡させていただくことがあります)

被保険者	氏名	健保 太郎		生年月日	9999年 99月 99日		
	電話番号	自宅 (06)-(1234)-(5678)		携帯	(090)-(1234)-(5678)		
対象者	氏名	健保 花子		生年月日	9999年 99月 99日	続柄 妻	
必須回答	障がい者手帳について：交付を受けていますか？						
	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		認定市区町村名 (守口市)	等級 (3) 級			
学生以外 (24歳以上学生含む)	<input type="checkbox"/> 必須提出書類：対象者の令和7年度所得証明書(非課税または課税証明書) <small>※内容が令和6年1月～令和6年12月のもの</small>					取得先 市区町村役場	
	① 被保険者との同居・別居状況について						
	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 別居開始年月日 (2024年 12月 1日)		令和6年8月～令和7年7月 送金実績証明(コピー) <small>※令和6年8月以降に別居の場合は →別居開始月以降分</small>		銀行等		
	<input type="checkbox"/> 同居 (単身赴任・特別養護老人ホームや障がい者施設への入所の場合を含む)						
学生以外 (24歳以上の学生を含む)	② 収入状況について：収入はありますか？						
	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/> はい						
	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入がある 3か月平均 ※交通費を除く		<input checked="" type="checkbox"/> 108,334円未満 <small>(60歳以上・障害年金受給者:150,000円未満)</small> <input type="checkbox"/> 108,334円以上 <small>(60歳以上・障害年金受給者:150,000円以上)</small>		令和7年5月～7月 給与明細 <small>※氏名・社名・支給月が確認できるもの</small>		勤務先
	<input checked="" type="checkbox"/> 年金収入がある <input type="checkbox"/> 老齢 <input type="checkbox"/> 遺族 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 給与・年金以外の収入がある その収入は一時的な(今回限り)収入ですか？ (遺族相続や土地売却等) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (「はい」の理由：)		年金振込通知書(コピー) または年金額改定通知書(コピー) <small>※令和7年に発行された直近のもの</small>		日本年金機構 年金事務所等
<input type="checkbox"/> いいえ							
23歳以下 学生	<input type="checkbox"/> 必須提出書類： 学生証(コピー)※1または在学証明書(コピー可)※2 <small>※1：学生証は氏名・有効期限が確認できる</small>					取得先 就学先	
	▼ 認定基準を満たさないなど、削除対応とな...						
削除日	年 月 日		削除理由	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 基準額超過 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 削除済			

学生以外(24歳以上学生含む)
必須提出書類

各質問の回答に「チェック」のうえ、
チェックした項目については右の書類を提出

23歳以下学生
必須提出書類

必要提出書類をご用意できない場合の
代替書類はP.4へ掲載しております

削除手続き中または予定の場合は削除日を記入してください
理由はこちらに「」

※ 削除手続きはこの調査票ではできません。
調査票を(株)オークスへ提出の上、同封の案内冊子(P.5)をご覧ください

調査にご協力いただきありがとうございます。この用紙と提出書類を返信用封筒に同封し、郵送してください。

必要書類

調査票のチェック項目をもとに下記書類をご用意ください

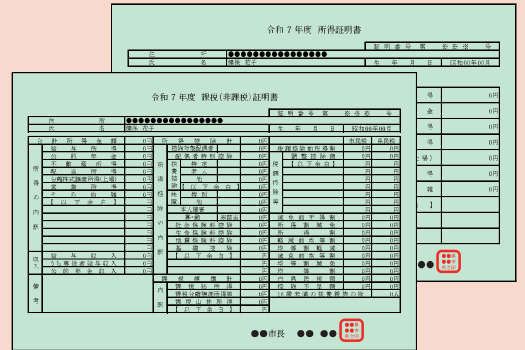
※調査の回答内容により、下記以外の書類を追加で求める場合があります

◆◆◆所得証明書は必須の提出書類です◆◆◆

(※23歳以下の学生を除く)

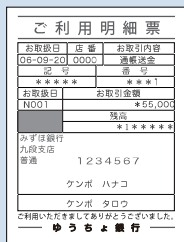
収入がない方も必ず必要です！

- 【いつ】 令和7年度のもの（令和6年1月～12月までの収入が記載）
- 【取得先】 令和7年1月1日時点で「住民票」のあった市区町村役場
- 【注意点】 市区町村によって書類名称が異なる場合あり
 <例：所得・課税（非課税）証明書など>



■被保険者と別居の方：送金証明書 [コピー]

- 【いつ】 令和6年8月～令和7年7月分
- 【取得先】 お手元・金融機関
- 【注意点】



- ・被保険者名、被扶養者名、送金日、金額が確認できるものに限る
- ・手渡し、数か月おきの送金は扶養削除の対象となる

送金証明書となりえるもの：
 「振込明細書」・「通帳コピー」
 ※不要な部分は塗りつぶしてください

■給与がある方：給与明細書 [コピー]

- 【いつ】 令和7年5～7月支給分
- 【取得先】 勤務先
- 【注意点】

- ・人手不足により収入が一時的に増加し、認定基準108,334円/月（150,000円/月）を超過した場合は、**3か月分の給与明細書と一時的な収入超過による事業主の証明書**

※上限連続2回まで

給与明細書が出せない場合「給与支払証明書」を勤務先へ依頼のうえ、提出してください

■年金収入がある方：「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」 [コピー]

- 【いつ】 令和7年に発行された直近のもの
- 【取得先】 日本年金機構等
- 【注意点】

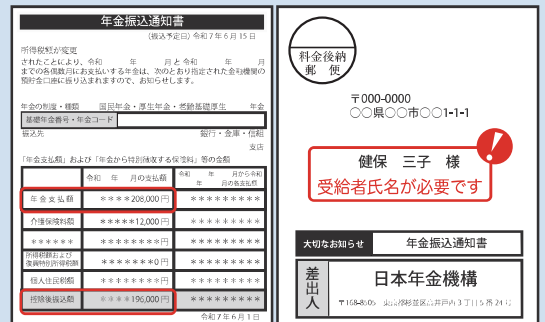
- ・受給者の氏名が分かる部分のコピーも必要です
- ・受給しているすべての年金分を提出

※「公的年金等の源泉徴収票」では代用できません

○『年金支払額』を確認します

×『控除後振込額』ではありません

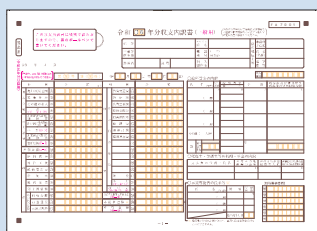
年金振込通知書等が出せない場合
 年金事務所にて再発行依頼のうえ、提出してください



■給与・年金以外の収入がある方：令和6年分確定申告書(控)一式 [コピー]

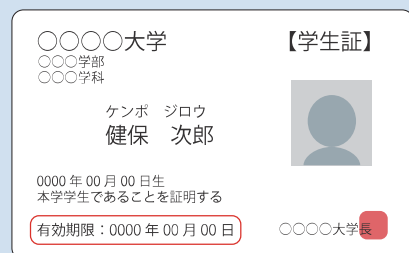
- 【いつ】 令和6年分のもの
- 【取得先】 税務署
- 【注意点】

- ・第一表、第二表、第三表
 収支内訳書等を含む
 申告時の提出書類全て



■23歳以下の学生の方：学生証

- 【いつ】 令和7年度中の在学が確認できるもの
- 【取得先】 お手元・就学先
- 【注意点】 氏名・有効期限が確認できるものに限る



扶養削除手続き

被扶養者は、**被保険者の収入で生計維持**されていることが必要です。日常生活の実態が変化し、扶養認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに扶養削除手続きが必要です。

各事業所人事担当者へご連絡のうえ、速やかに扶養削除の手続きを行ってください。

【主な削除の事例】

- ① 就職先やパート先の健康保険に加入したとき



- ② 年間130万円以上の収入が見込まれるようになったとき※
(60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上)



- ③ 収入が被保険者の収入の1/2以上となる時



- ④ 離婚・死亡したとき



- ⑤ 同居要件のある被扶養者が別居したとき



- ⑥ 他の家族の被扶養者になったとき



※「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書が出ている場合を除く (詳しくはP.4をご確認ください)

扶養削除手続き方法

本調査：調査票に「削除日」「削除理由」をご記入のうえ **(株)オークス** へ提出

異動届：①または②の手順に従い、**各送付先**へ提出をお願いいたします。

①【EPOCH システム(人事手続メニュー)をご利用の方】の手続き方法

⇒EPOCH システムでご登録のうえ、登録後に出力された**用紙**と、対象者の**健康保険証・資格確認書**を下記へ送付
※保険証・資格確認書が交付されていない方は貼付不要です。



- ① 人事手続→個別申請→配偶者 / 親族の変更・削除、扶養申請・取消の画面より登録(※登録のみでは手続きは完了しません)
- ② 登録後、「健康保険被扶養者異動届」を印刷
- ③ 対象者の保険証は異動届にセロハンテープで貼付し、下記へ送付 (資格確認書はホチキス留め)

【送付先】 〒540-6319

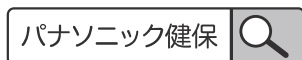


大阪府大阪市中央区城見1-3-7 IMPビル19階
ヒューマン・リソース・パートナーズ 健康保険グループ 宛

※EPOCH の操作方法は、EPOCH システムご利用ガイドをご覧ください。

②【EPOCH システム(人事手続メニュー)をご利用でない方】の手続き方法

⇒パナソニック健保ホームページより**申請書**をダウンロード 記入のうえ対象者がお持ちの**健康保険証**又は**資格確認書**を合わせて人事(健康保険担当)様へご提出ください
※保険証・資格確認書が交付されていない方は貼付不要です。



- ① パナソニック健保ホームページを検索
→「届出・申請書類」→GT-1「健康保険被扶養者異動届(減らすとき)」を出力
- ② 用紙を記入後、対象者の保険証は異動届にセロハンテープで貼付し、お勤め先の人事(健康保険担当)様へご提出ください。(資格確認書はホチキス留め)

※ホームページがご覧になれない方はお勤め先の人事(健康保険担当)様より入手ください。

※削除証明をお急ぎの方は「MY HEALTH WEB」より「被扶養者非該当証明書」をWEB申請してください。

本調査について

Q1 本調査は何の為にを行うのですか？

扶養家族に認定されている方が、パナソニック健康保険組合の認定基準を満たしているかを確認する為に行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。なお、証明書類取得にかかる費用や交通費は、全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる
【厚生労働省通知】

●厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)

被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること

●厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)

被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q2 扶養状況調査に必要な書類を期日までに提出しない場合はどうなりますか？

期日までに提出がない場合は、健康保険法施行規則第50条9項「検認または更新を行った場合において、その検認または更新を受けない資格確認書は、無効とする」により、被保険者証・マイナ保険証・資格確認書を無効とします。また、無効対応後に発生した医療費は全額パナソニック健保より請求することになります。

必要書類が提出期限までに取得できない場合は、事前に「問合せ先」へご連絡ください。

【問合せ先】パナソニック健康保険組合「健康保険扶養状況調査専用コールセンター」
フリーダイヤル0120-390-224 平日のみ9：00～17：00

Q3 複数名の家族を扶養していますが、全員分の調査票が届いていないのはなぜですか？

令和7年4月1日以降に扶養認定された被扶養者および健保が調査不要と判断した被扶養者は調査対象外となります。また調査対象者は毎年見直しをおこなっているため、前年と対象者が異なる場合もございます。

調査票・必要書類について

Q4 最近までパートをしていましたが、現在は辞めて何も収入はありません。

現在は収入がない場合、「所得・課税（非課税）証明書」をご提出ください。

なお、改めて別の書類のご提出をお願いする場合もございます。

Q5 調査対象者の扶養の削除手続きをした（もしくはする予定）ですが調査票が届きました。提出は必要ですか？

お手続きの時期により、既に手続きをされている方にも調査票が届く場合がございます。

該当者の添付書類は不要です。調査票に「削除日」「削除理由」を記入のうえ、調査票のみご提出ください。

認定基準(収入・送金)について

Q6 送金証明書が1か月分しか提出できない場合はどうすればいいのでしょうか？

令和6年8月～令和7年7月分の送金記録が客観的に確認できない場合、一旦健康保険の扶養削除となります。改めて連続した3か月分の仕送り証明書をご用意できた段階で、再加入の申請となります。

※扶養削除の手続き方法については、P.5をご参照ください。

委託先について

(株)オークスは健康保険業務に関する事業及び調査を専門としている会社で、扶養状況調査についても専門的な知識・経験を有するスタッフで対応しています。

さらにプライバシーマークの認定を受けており、当健保とは個人情報保護についての契約を取り交わしています。